（写）

８三総政第526号

令和８年11月20日

三鷹市議会議長　伊　藤　俊　明　様

三鷹市長　河　村　　孝

議案の送付について

令和８年第４回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第82号　三鷹市牟礼里山農園条例
議案第83号　姉妹都市の提携について
議案第84号　三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第85号　三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第86号　三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第87号　三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例
議案第88号　三鷹市市税条例の一部を改正する条例
議案第89号　三鷹市福祉Laboどんぐり山条例の一部を改正する条例
議案第90号　子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例
議案第91号　三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部を改正する条例
議案第92号　三鷹市下水道条例の一部を改正する条例
議案第93号　定期借地権の設定を伴う土地の貸付けについて
議案第94号　三鷹市川上郷自然の村の指定管理者の指定について

議案第95号　三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者の指定について
議案第96号　三鷹市市民協働センターの指定管理者の指定について
議案第97号　令和８年度三鷹市一般会計補正予算（第３号）
議案第98号　令和８年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第99号　令和８年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第82号

三鷹市牟礼里山農園条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市牟礼里山農園条例

（目的及び設置）

第１条　牟礼の里の農地及び景観を保全し、市民が農に親しみ、触れ合う機会の場を提供するとともに、市民相互の交流を促進し、地域の活性化を図るため、三鷹市牟礼里山農園（以下「農園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　三鷹市牟礼里山農園

位置　三鷹市牟礼三丁目３番22号

（事業）

第３条　農園は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 農園内の作物（以下「農作物」という。）の栽培、収穫の体験及び農を学ぶ機会の提供に関する事業

(2) 農を通じた市民相互の交流の促進及び地域の活性化に寄与する事業

(3) 農園から生じる資源の活用及び循環に関する事業

(4) 農業と福祉の連携の推進に関する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、農園の設置目的を達成するために市長が必要と認める事業

（施設）

第４条　農園に、次に掲げる施設を設ける。

(1) 畑

(2) 研修広場

(3) 管理棟

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設

（協働による運営）

第５条　市長は、農園の設置目的を達成するため、市民、地域団体その他関係者（以下「関係者等」という。）との協働により農園の運営を行うよう努めるものとする。

２　市長は、農園の円滑な管理運営を図るため、農園の管理運営に関する事項の協議及び関係者等相互の連絡調整を行う組織を置くことができる。

３　前項に規定する組織に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（休園日及び開園時間）

第６条　農園の休園日及び開園時間は、三鷹市規則（以下「市規則」という。）で定める。

（禁止行為）

第７条　何人も、農園内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第３条に掲げる事業以外で農作物その他の植物を栽培し、採取し、又は損傷すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をすること。

(3) 施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失すること。

(4) 市長が立入りを制限した区域に立ち入ること。

(5) 許可なく鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(6) 許可なく営業行為をすること。

(7) 許可なく火気を使用すること。

(8) ごみ、空き缶、汚物等を捨てること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、農園の管理上支障があると認められる行為をすること。

（入園の制限等）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入園を拒み、退園を命じ、又は利用を制限することができる。

(1) 前条各号に掲げる行為をし、又はそのおそれがある者

(2) この条例又は市規則に違反した者

(3) 前２号に掲げるもののほか、農園の管理上支障があると認められる者

（損害の賠償等）

第９条　農作物その他の植物を無断で栽培し､若しくは採取し､又は損傷した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

２　施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第10条　この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年３月28日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日

から施行する。

（準備行為）

２　この条例による組織の設置に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

牟礼の里の農地及び景観を保全し、市民が農に親しみ、触れ合う機会の場を提供するとともに、市民相互の交流を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、三鷹市牟礼里山農園を設置するため、本案を提出します。

議案第83号

姉妹都市の提携について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

姉妹都市の提携について

三鷹市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・カニャーダ・フリントリッジ市と姉妹都市の提携をする。

提案理由

アメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・カニャーダ・フリントリッジ市と姉妹都市の提携をするため、本案を提出します。

参考資料

姉妹都市協定書（案）

三鷹市とラ・カニャーダ・フリントリッジ市は、平和を希求し、相互理解を深めながら、将来にわたり友好関係を発展させることを目的として、ここに姉妹都市協定を締結する。

両市は、それぞれが有する歴史、文化及び地域の特性を尊重しながら、次に掲げる分野を通じて交流を深める。

・教育及び青少年育成
・文化、芸術及びスポーツ
・科学及び環境
・市民相互の理解と友好
・地域社会の発展に向けた知見の共有
・その他、両市が合意する分野

両市は、本協定を礎として交流を重ね、互いに学び合いながら、その絆を次代へと受け継ぎ、平和で豊かな未来の実現に向けて、ともに歩むことをここに確認する。

議案第84号

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第２項中「100分の126.25」を「100分の128.75」に、「100分の106.25」を「100分の108.75」に、「100分の96.25」を「100分の98.75」に改める。

第15条の２第２項中「100分の118.75」を「100分の121.25」に、「100分の138.75」を「100分の141.25」に、「100分の148.75」を「100分の151.25」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行　政　職　給　料　表（1）

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	205,900	262,400	286,300	424,600	544,800
2	206,800	263,500	287,600	427,100	561,400
3	207,800	264,600	288,900	429,400	571,200
4	208,800	265,700	290,200	431,800	581,100
5	209,800	266,800	291,600	434,200	
6	210,900	267,900	292,900	436,500	
7	212,100	269,000	294,200	438,800	
8	213,300	270,100	295,500	441,100	
9	214,500	271,200	296,900	443,500	
10	215,700	272,300	298,200	445,800	
11	216,900	273,400	299,600	448,000	
12	218,300	274,600	301,100	450,200	
13	219,700	275,800	302,600	452,500	
14	221,100	277,000	304,200	454,700	
15	222,600	278,200	305,800	456,800	
16	224,100	279,500	307,400	458,900	
17	225,700	280,900	309,100	460,800	
18	228,000	282,200	311,000	462,600	
19	230,300	283,400	312,800	464,500	
20	232,700	284,700	314,700	466,300	
21	235,100	286,100	316,500	468,000	
22	237,100	287,400	318,400	469,700	
23	239,100	288,700	320,300	471,300	
24	241,100	290,100	322,100	473,100	
25	243,100	291,600	323,900	474,800	
26	245,200	293,100	325,800	476,200	
27	247,300	294,500	327,800	477,300	
28	249,400	296,000	329,600	478,100	
29	251,500	297,600	331,400	478,900	
30	252,700	299,500	333,300	479,700	
31	254,000	301,300	335,200	480,500	
32	255,300	303,200	337,100	481,200	
33	256,800	305,000	338,900	482,000	
34	257,800	306,600	340,700	482,800	
35	258,800	308,100	342,700	483,500	
36	259,800	309,600	344,600	484,200	
37	260,800	310,900	346,400	485,000	
38	261,700	312,100	348,300	485,700	
39	262,700	313,300	350,200	486,500	
40	263,700	314,600	352,100	487,200	
41	264,700	315,900	354,000	487,900	
42	265,600	317,200	355,900	488,600	
43	266,600	318,400	357,800	489,200	
44	267,600	319,500	359,700	489,800	

45	268, 600	320, 700	361, 600	490, 400	
46	269, 500	321, 900	363, 500	491, 000	
47	270, 500	323, 100	365, 400	491, 600	
48	271, 500	324, 300	367, 300	492, 200	
49	272, 500	325, 400	369, 300	492, 800	
50	273, 500	326, 500	371, 700	493, 400	
51	274, 500	327, 600	374, 100	494, 000	
52	275, 400	328, 700	376, 500	494, 500	
53	276, 300	329, 800	378, 900	495, 000	
54	277, 200	330, 900	381, 100	495, 600	
55	278, 100	332, 000	383, 100	496, 100	
56	279, 100	333, 100	385, 100	496, 600	
57	280, 100	334, 200	387, 000	497, 100	
58	281, 000	335, 300	388, 800	497, 600	
59	281, 900	336, 300	390, 600	498, 100	
60	282, 900	337, 400	392, 300	498, 600	
61	283, 900	338, 500	394, 100	499, 000	
62	284, 800	339, 600	395, 900		
63	285, 700	340, 700	397, 700		
64	286, 600	341, 800	399, 400		
65	287, 600	342, 800	401, 000		
66	288, 500	343, 800	402, 600		
67	289, 400	344, 900	404, 100		
68	290, 300	345, 900	405, 400		
69	291, 200	347, 000	406, 700		
70	292, 100	348, 100	407, 500		
71	293, 000	349, 200	408, 300		
72	293, 900	350, 200	409, 000		
73	294, 800	351, 200	409, 700		
74	295, 700	352, 100	410, 300		
75	296, 600	353, 100	410, 900		
76	297, 500	354, 100	411, 500		
77	298, 400	355, 000	412, 200		
78	299, 300	355, 800	412, 800		
79	300, 200	356, 500	413, 400		
80	301, 100	357, 200	413, 900		
81	302, 000	357, 900	414, 400		
82	302, 800	358, 500	415, 000		
83	303, 700	359, 100	415, 500		
84	304, 600	359, 700	416, 000		
85	305, 500	360, 200	416, 500		
86	306, 300	360, 800	417, 000		
87	307, 200	361, 300	417, 500		
88	308, 000	361, 800	418, 000		
89	308, 900	362, 300	418, 600		
90	309, 700	362, 900	419, 200		
91	310, 600	363, 400	419, 700		
92	311, 500	363, 800	420, 200		
93	312, 300	364, 300	420, 700		
94	313, 100	364, 800	421, 300		

95	313, 900	365, 300	421, 800		
96	314, 700	365, 800	422, 300		
97	315, 500	366, 200	422, 800		
98	316, 200	366, 700	423, 300		
99	317, 000	367, 100	423, 800		
100	317, 800	367, 600	424, 300		
101	318, 600	368, 100	424, 800		
102	319, 400	368, 500	425, 300		
103	320, 100	369, 000	425, 800		
104	320, 900	369, 500	426, 300		
105	321, 700	369, 900	426, 700		
106	322, 400	370, 300	427, 200		
107	323, 100	370, 700	427, 700		
108	323, 800	371, 100	428, 100		
109	324, 400	371, 500	428, 500		
110	324, 900	371, 900	429, 000		
111	325, 400	372, 300	429, 500		
112	325, 800	372, 700	429, 900		
113	326, 300	373, 100	430, 300		
114	326, 700	373, 500	430, 800		
115	327, 200	373, 900	431, 300		
116	327, 700	374, 300	431, 700		
117	328, 100	374, 700	432, 100		
118	328, 500	375, 100	432, 600		
119	328, 800	375, 500	433, 000		
120	329, 100	375, 900	433, 400		
121	329, 400	376, 300	433, 800		
122	329, 800	376, 600	434, 300		
123	330, 100	377, 000	434, 700		
124	330, 400	377, 400	435, 100		
125	330, 700	377, 800	435, 500		
126	331, 100	378, 100	436, 000		
127	331, 400	378, 500	436, 400		
128	331, 700	378, 900	436, 800		
129	332, 000	379, 300	437, 200		
130	332, 400		437, 700		
131	332, 700		438, 100		
132	333, 000		438, 500		
133	333, 300		438, 900		
134	333, 700		439, 300		
135	334, 000		439, 700		
136	334, 300		440, 100		
137	334, 600		440, 500		
138	334, 900		440, 900		
139	335, 300		441, 300		
140	335, 600		441, 700		
141	335, 900		442, 100		
142	336, 200				
143	336, 500				
144	336, 800				

145	337,100				
146 147 148 149	337,400 337,700 338,000 338,300				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円 229,700	基準給料月額 円 266,800	基準給料月額 円 313,800	基準給料月額 円 363,600	基準給料月額 円 468,900

備考

1　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2　１級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、223,300円とする。

別表第２（第３条関係）

行　政　職　給　料　表（2）

職務の級	１級	２級	３級	４級
号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	197,100	269,300	300,800	335,000
2	197,600	270,600	302,200	336,900
3	198,100	271,900	303,700	338,800
4	198,600	273,200	305,200	340,700
5	199,200	274,400	306,700	342,500
6	199,700	275,600	308,300	344,300
7	200,200	276,900	309,900	346,100
8	200,800	278,100	311,600	347,900
9	201,400	279,400	313,200	349,700
10	202,000	280,600	314,800	351,500
11	202,700	281,900	316,500	353,300
12	203,400	283,100	318,300	355,200
13	204,000	284,400	320,000	357,000
14	204,700	285,600	321,600	358,800
15	205,600	286,900	323,200	360,600
16	206,400	288,100	324,800	362,400
17	207,200	289,400	326,400	364,200
18	208,300	290,600	328,000	366,000
19	209,400	291,900	329,700	367,800
20	210,600	293,100	331,300	369,600
21	212,000	294,300	332,900	371,400
22	213,300	295,600	334,500	373,200
23	214,600	296,800	336,100	375,000
24	215,900	298,100	337,700	376,800
25	217,200	299,300	339,200	378,600
26	218,600	300,600	340,700	380,200
27	220,100	301,800	342,100	381,900
28	221,600	303,100	343,600	383,400
29	223,200	304,300	345,100	385,000
30	224,700	305,500	346,500	386,200
31	226,200	306,700	347,900	387,500
32	227,800	308,000	349,400	388,700
33	229,400	309,200	350,900	390,000
34	231,000	310,500	352,300	391,100
35	232,600	311,700	353,600	392,200
36	234,300	312,900	354,900	393,300
37	235,900	314,200	356,100	394,300
38	237,500	315,400	357,400	395,300
39	239,100	316,700	358,600	396,200
40	240,800	317,900	359,700	397,300
41	242,300	319,100	360,800	398,100
42	243,400	320,300	361,800	398,800
43	244,400	321,500	362,800	399,500
44	245,400	322,500	363,700	400,200
45	246,400	323,400	364,600	400,700
46	247,300	324,300	365,500	401,200
47	248,100	325,200	366,300	401,500

48	248, 900	326, 100	367, 100	401, 700
49	249, 700	327, 000	368, 000	402, 000
50	250, 400	327, 900	368, 700	402, 300
51	251, 100	328, 700	369, 400	402, 600
52	251, 800	329, 500	370, 300	402, 900
53	252, 600	330, 300	370, 900	403, 200
54	253, 400	331, 100	371, 400	403, 500
55	254, 200	331, 900	371, 700	403, 800
56	255, 000	332, 600	371, 900	404, 100
57	255, 900	333, 300	372, 200	404, 400
58	256, 700	333, 900	372, 500	404, 600
59	257, 400	334, 700	372, 800	404, 900
60	258, 100	335, 400	373, 000	405, 200
61	258, 800	336, 100	373, 300	405, 500
62	259, 500	336, 700	373, 600	405, 700
63	260, 200	337, 300	373, 900	406, 000
64	260, 900	337, 900	374, 100	406, 300
65	261, 600	338, 500	374, 400	406, 600
66	262, 300	338, 900	374, 700	406, 800
67	263, 000	339, 100	375, 000	407, 100
68	263, 700	339, 400	375, 200	407, 400
69	264, 400	339, 700	375, 500	407, 700
70	265, 100	340, 000	375, 800	407, 900
71	265, 800	340, 200	376, 100	408, 200
72	266, 500	340, 500	376, 300	408, 500
73	267, 200	340, 800	376, 600	408, 800
74	267, 900	341, 100	376, 900	409, 100
75	268, 600	341, 300	377, 100	409, 400
76	269, 300	341, 600	377, 400	409, 700
77	270, 000	341, 900	377, 700	409, 900
78	270, 700	342, 200	378, 000	410, 200
79	271, 400	342, 400	378, 200	410, 500
80	272, 100	342, 700	378, 500	410, 800
81	272, 800	343, 000	378, 800	411, 100
82	273, 600	343, 300	379, 000	411, 400
83	274, 300	343, 500	379, 300	411, 700
84	275, 000	343, 800	379, 600	412, 000
85	275, 800	344, 100	379, 900	412, 200
86	276, 600	344, 300	380, 100	412, 500
87	277, 400	344, 600	380, 400	412, 800
88	278, 100	344, 900	380, 700	413, 100
89	278, 900	345, 100	381, 000	413, 400
90	279, 700	345, 400	381, 200	413, 700
91	280, 400	345, 700	381, 500	414, 000
92	281, 200	345, 900	381, 800	414, 300
93	282, 000	346, 200	382, 100	414, 600
94	282, 800	346, 500	382, 300	414, 900
95	283, 600	346, 800	382, 600	415, 200
96	284, 400	347, 000	382, 900	415, 500
97	285, 200	347, 300	383, 200	415, 800
98	285, 900	347, 600	383, 400	416, 100
99	286, 600	347, 900	383, 700	416, 400
100	287, 300	348, 200	384, 000	416, 700

101	288, 000	348, 400	384, 200	417, 000
102	288, 800	348, 700	384, 500	417, 300
103	289, 500	349, 000	384, 800	417, 600
104	290, 300	349, 200	385, 100	417, 900
105	291, 100	349, 500	385, 300	418, 200
106	291, 900	349, 800	385, 600	418, 500
107	292, 700	350, 100	385, 900	418, 800
108	293, 500	350, 300	386, 200	419, 100
109	294, 300	350, 600	386, 400	419, 400
110	294, 900	350, 900	386, 700	419, 700
111	295, 600	351, 200	387, 000	420, 000
112	296, 300	351, 400	387, 300	420, 300
113	297, 000	351, 700	387, 500	420, 600
114	297, 600	352, 000	387, 800	420, 900
115	298, 200	352, 300	388, 100	421, 200
116	298, 700	352, 600	388, 300	421, 500
117	299, 200	352, 900	388, 600	421, 800
118	299, 700	353, 200	388, 900	422, 100
119	300, 100	353, 500	389, 100	422, 400
120	300, 400	353, 800	389, 400	422, 700
121	300, 700	354, 100	389, 700	423, 000
122	301, 000	354, 400	390, 000	423, 300
123	301, 300	354, 700	390, 200	423, 600
124	301, 600	355, 000	390, 500	423, 900
125	301, 900	355, 300	390, 800	424, 200
126	302, 200	355, 600	391, 100	424, 500
127	302, 500	355, 900	391, 400	424, 800
128	302, 700	356, 200	391, 700	425, 100
129	303, 000	356, 500	392, 000	425, 400
130	303, 300	356, 800	392, 300	425, 700
131	303, 600	357, 100	392, 600	426, 000
132	303, 800	357, 400	392, 900	426, 300
133	304, 100	357, 700	393, 200	426, 600
134	304, 400	358, 000	393, 500	426, 900
135	304, 700	358, 300	393, 800	427, 200
136	305, 000	358, 600	394, 100	427, 500
137	305, 300	358, 900	394, 400	427, 800
138	305, 600	359, 200	394, 700	428, 100
139	305, 800	359, 500	395, 000	428, 400
140	306, 100	359, 800	395, 300	428, 700
141	306, 400	360, 100	395, 600	429, 000
142	306, 600	360, 400	395, 900	429, 300
143	306, 900	360, 700	396, 200	429, 600
144	307, 200	361, 000	396, 500	429, 900
145	307, 500	361, 300	396, 800	430, 200
146	307, 700	361, 600	397, 100	430, 500
147	308, 000	361, 900	397, 400	430, 800
148	308, 300	362, 200	397, 700	431, 100
149	308, 600	362, 500	398, 000	431, 400
150	308, 800	362, 800	398, 300	
151	309, 100	363, 100	398, 600	
152	309, 400	363, 400	398, 900	
153	309, 700	363, 700	399, 200	

154	309, 900	364, 000	399, 500	
155	310, 200	364, 300	399, 800	
156	310, 500	364, 600	400, 100	
157	310, 800	364, 900	400, 400	
158	311, 100	365, 200	400, 700	
159	311, 400	365, 500	401, 000	
160	311, 600	365, 800	401, 300	
161	311, 900	366, 100	401, 600	
162	312, 200	366, 400	401, 900	
163	312, 500	366, 700	402, 200	
164	312, 700	367, 000	402, 500	
165	313, 000	367, 300	402, 800	
166	313, 300	367, 600	403, 100	
167	313, 600	367, 900	403, 400	
168	313, 900	368, 200	403, 700	
169	314, 200	368, 500	404, 000	
170	314, 500	368, 800	404, 300	
171	314, 800	369, 100	404, 600	
172	315, 100	369, 400	404, 900	
173	315, 400	369, 700	405, 200	
174	315, 700	370, 000	405, 500	
175	316, 000	370, 300	405, 800	
176	316, 300	370, 600	406, 100	
177	316, 600	370, 900	406, 400	
178	316, 900	371, 200	406, 700	
179	317, 200	371, 500	407, 000	
180	317, 500	371, 800	407, 300	
181	317, 800	372, 100	407, 600	
182	318, 100	372, 400	407, 900	
183	318, 400	372, 700	408, 200	
184	318, 700	373, 000	408, 500	
185	319, 000	373, 300	408, 800	
186	319, 300	373, 600	409, 100	
187	319, 600	373, 900	409, 400	
188	319, 900	374, 200	409, 700	
189	320, 200	374, 500	410, 000	
190	320, 500	374, 800	410, 300	
191	320, 800	375, 100	410, 600	
192	321, 100	375, 400	410, 900	
193	321, 400	375, 700	411, 200	
194	321, 700	376, 000		
195	322, 000	376, 300		
196	322, 300	376, 600		
197	322, 600	376, 900		
198	322, 900	377, 200		
199	323, 200	377, 500		
200	323, 500	377, 800		
201	323, 800	378, 100		
202	324, 100	378, 400		
203	324, 400	378, 700		
204	324, 700	379, 000		
205	325, 000	379, 300		
206	325, 300	379, 600		

207	325, 600	379, 900		
208	325, 900	380, 200		
209	326, 200	380, 500		
210	326, 500	380, 800		
211	326, 800	381, 100		
212	327, 100	381, 400		
213	327, 400	381, 700		
214	327, 700	382, 000		
215	328, 000	382, 300		
216	328, 300	382, 600		
217	328, 600	382, 900		
218	328, 900	383, 200		
219	329, 200	383, 500		
220	329, 500	383, 800		
221	329, 800	384, 100		
222	330, 100	384, 400		
223	330, 400	384, 700		
224	330, 700	385, 000		
225	331, 000	385, 300		
226	331, 300			
227	331, 600			
228	331, 900			
229	332, 200			
230	332, 500			
231	332, 800			
232	333, 100			
233	333, 400			
234	333, 700			
235	334, 000			
236	334, 300			
237	334, 600			
238	334, 900			
239	335, 200			
240	335, 500			
241	335, 800			
242	336, 100			
243	336, 400			
244	336, 700			
245	337, 000			
246	337, 300			
247	337, 600			
248	337, 900			
249	338, 200			
250	338, 500			
251	338, 800			
252	339, 100			
253	339, 400			
254	339, 700			
255	340, 000			
256	340, 300			
257	340, 600			
258	340, 900			
259	341, 200			

260 261	341,500 341,800			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 237,100	円 253,500	円 276,400	円 312,200

備考　この表は、技能労務系の職務に従事する職員に適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の三鷹市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１及び別表第２の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（期末手当の特例）

３　改正後の条例第15条第２項の規定の適用については、令和８年12月１日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の131.25」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の111.25」と、「100分の98.75」とあるのは「100分の101.25」とする。

（勤勉手当の特例）

４　改正後の条例第15条の２第２項の規定の適用については、令和８年12月１日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同項中「100分の121.25」とあるのは「100分の123.75」と、「100分の141.25」とあるのは「100分の143.75」と、「100分の151.25」とあるのは「100分の153.75」とする。

（給与の内払）

５　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

給料表の全級全号給を改めるとともに、初任給並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるため、本案を提出します。

議案第84号資料

令和８年度給与改定状況

１　給与改定

(1) 総括　　（単位　円）

区　　分	現行平均給与月額	改定後平均給与月額	平均改定額	平均改定率	備　　考
給　　料	335,364	347,084	11,720	2.83%	給料表平均改定率 [3.49%]
扶養手当	5,840	5,840	0	0.00%	
地域手当	56,561	58,436	1,875	0.45%	
住居手当	4,158	4,158	0	0.00%	
管理職手当	12,308	12,308	0	0.00%	
計	414,231	427,826	13,595	3.28%	

(2) 初任給の改定状況　　（単位　円）

区　　分	現行給料月額	改定後給料月額	改定額	改定率
上　級	242,000	251,500	9,500	3.93%
中　級	213,800	223,300	9,500	4.44%
初　級	200,300	209,800	9,500	4.74%

(3) 期末・勤勉手当の改定

区　　分		現　　行 支給月数 A	改定後支給月数		改定月数 (C-A)
			令和８年度 B	令和９年度 以降 C	
期末手当	６月期	1.2625月	1.2625月	1.2875月	0.025月
	12月期	1.2625月	1.3125月	1.2875月	0.025月
	計	2.525月	2.575月	2.575月	0.05月
勤勉手当	６月期	1.1875月	1.1875月	1.2125月	0.025月
	12月期	1.1875月	1.2375月	1.2125月	0.025月
	計	2.375月	2.425月	2.425月	0.05月
合計		4.90月	5.00月	5.00月	0.10月

２　実施時期

令和８年４月１日から実施する。ただし、期末・勤勉手当の改定については、令和８年12月１日から実施する。

議案第85号

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年三鷹市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	411,600円
2	463,900円
3	519,200円
4	591,900円
5	672,000円
6	764,700円

第７条中「100分の126.25」を「100分の128.75」に、「100分の106.25」を「100分の108.75」に、「100分の96.25」を「100分の98.75」に、「100分の81.25」を「100分の82.5」に、「100分の118.75」を「100分の121.25」に、「100分の138.75」を「100分の141.25」に、「100分の148.75」を「100分の151.25」に、「100分の113.75」を「100分の115」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第６条第１項の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

３　改正後の条例第７条の規定の適用については、令和８年12月１日を基準日として支給する期末手当及び勤勉手当に限り、同条中「100分の82.5」とあるのは「100分の83.75」、「100分の115」とあるのは「100分の116.25」とする。

（給与の内払）

４　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

　給料表の全号給を改めるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるため、本案を提出します。

議案第86号

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和27年三鷹市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「100分の245」を「100分の250」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第７条第２項の規定の適用については、令和８年12月１日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の250」とあるのは、「100分の255」とする。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出します。

議案第87号

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成５年三鷹市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「100分の245」を「100分の250」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）第７条第２項の規定は、令和８年12月１日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の250」とあるのは、「100分の255」とする。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出します。

議案第88号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第20条（見出しを含む。）中「令和７年度分及び令和８年度分」を「令和９年度から令和11年度までの各年度分」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（都市計画税に関する経過措置）

２　この条例による改正後の三鷹市市税条例の規定は、令和９年度から令和11年度までの各年度分の都市計画税について適用し、令和８年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

令和９年度から令和11年度までの各年度分の都市計画税の税率における特例を定めるため、本案を提出します。

議案第89号

三鷹市福祉Laboどんぐり山条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市福祉Laboどんぐり山条例の一部を改正する条例

三鷹市福祉Laboどんぐり山条例（令和４年三鷹市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号ア中「並びに」を「、」に改め、「支援」の右に「並びにこれらの研究開発の成果の地域への還元」を加え、同項第２号ア中「研修実施」を「研修の実施及び当該研修に係る地域の関係機関等との連携」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ　高齢者等の支援につながる地域の活動並びにサービスに関する情報の集約及び発信に関すること。

第３条第１項第３号ア中「対し、」を「対する」に改め、「提供」の右に「並びに当該サービスの提供の過程で得られた知見等の地域への発信」を加える。

別表中

「

生活リハビリセンター居室	１日	1,800円

」

を

「

生活リハビリセンター居室	１日	市内に住所を有する者　2,000円 市内に住所を有しない者　6,000円

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の三鷹市福祉Laboどんぐり山条例別表の生活リハビリセンター居室の使用料に係る規定は、この条例の施行の日以後の生活リハビリセン

ター居室の使用について適用し、同日前の生活リハビリセンター居室の使用については、なお従前の例による。

提案理由

三鷹市福祉Laboどんぐり山の各センターの事業内容を明確化するとともに、生活リハビリセンター居室の使用料について見直しを行うほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第90号

子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例（平成26年三鷹市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第63号」の右に「。以下「放課後設備運営基準」という。」を加える。

第７条第２項に次の１号を加える。

(3) 前２号に掲げる者のほか、放課後設備運営基準第10条第３項各号に該当する者

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

提案理由

学童保育所の安定的な運営に向けて放課後児童支援員の人財確保の必要があることや国の基準が改正されたことから、保育士及び学校の教諭としていた放課後児童支援員の基礎資格について、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等を含む同基準と同等とするほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第91号

三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例（平成30年三鷹市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第１下連雀四丁目駐輪場の項を削る。

別表第２の備考中「三鷹駅南口中央駐輪場の開場時間は、午前４時30分から翌日の午前１時30分までとし、」を削る。

附　則

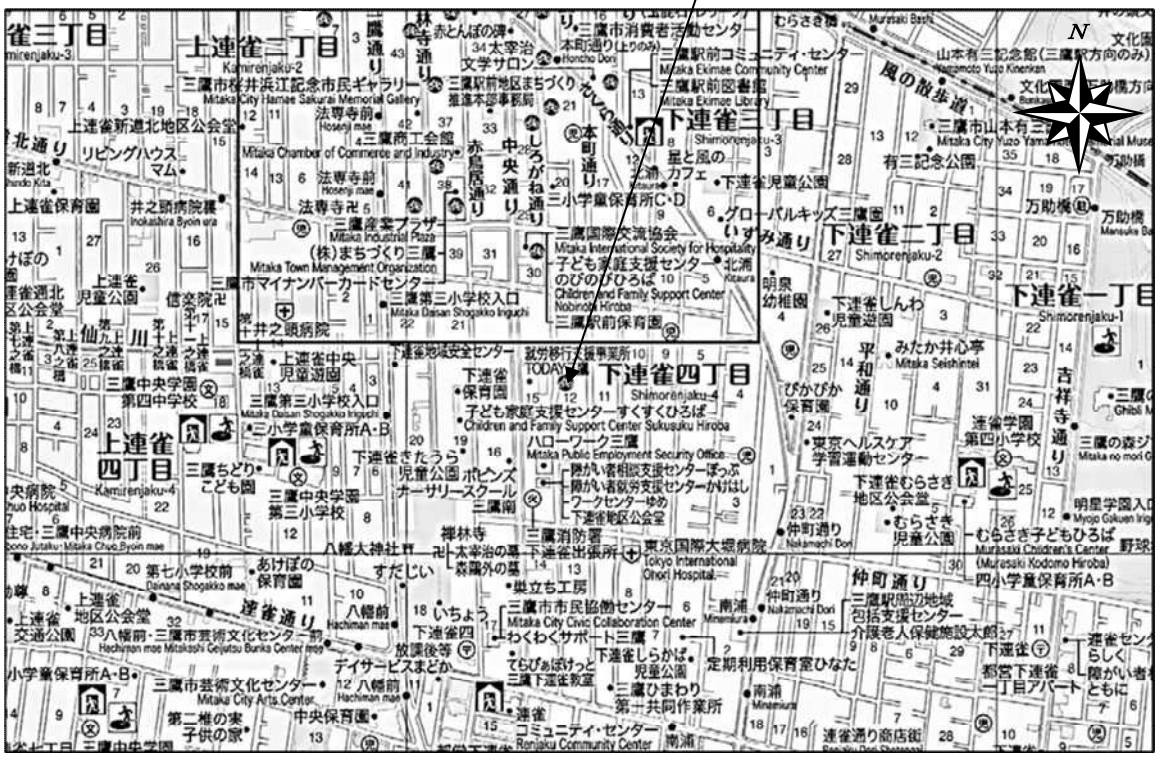
この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

下連雀四丁目駐輪場を廃止するほか、規定を整備するため、本案を提出します。

案　内　図

下連雀四丁目駐輪場



議案第92号

三鷹市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市下水道条例の一部を改正する条例

三鷹市下水道条例（昭和38年三鷹市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第２条の２中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

下水道法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、本案を提出します。

議案第 93 号

定期借地権の設定を伴う土地の貸付けについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

定期借地権の設定を伴う土地の貸付けについて

次のとおり土地を貸し付ける。

１　貸付けの目的

井口一丁目８番用地へ医療機関を誘致するため

２　貸付土地

(1) 所在

三鷹市井口一丁目８番２

(2) 地目

宅地

(3) 面積

5,500.01平方メートル

３　貸付けの方法

定期借地権設定契約

４　貸付けの相手方

東京都三鷹市上連雀五丁目23番10号

医療法人社団永寿会

理事長　吉田　正一

５　貸付けの期間

定期借地権設定契約締結に係る公正証書作成の日から50年間

６　貸付けの賃料

月額416万6,000円

提案理由

井口一丁目８番用地への医療機関誘致事業に係る定期借地権の設定を伴う土地の貸付けを行うため、議会の議決に付すべき定期借地権の設定を伴う土地の貸付け又は借入れに関する条例の規定により、本案を提出します。

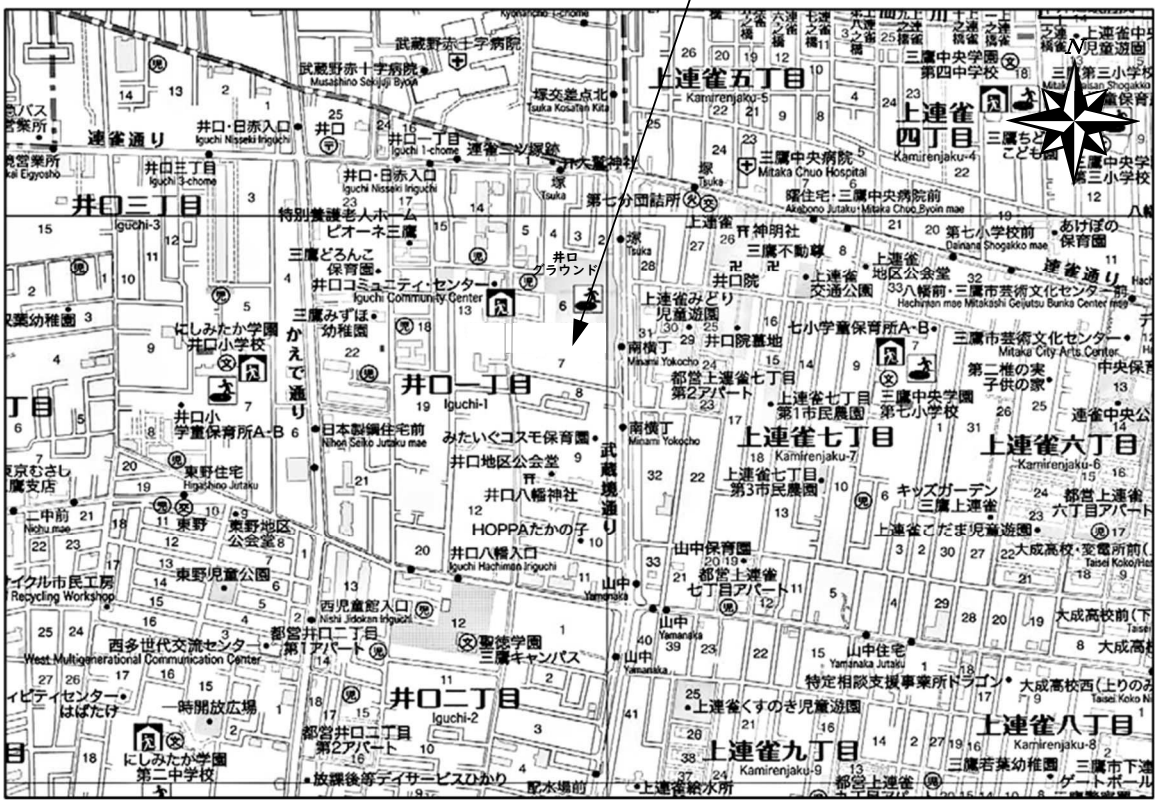
参考法令

議会の議決に付すべき定期借地権の設定を伴う土地の貸付け又は借入れに関する条例抜粋

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第２項の規定に基づき、定期借地権（借地借家法（平成３年法律第90号）第２条第１号に規定する借地権で同法第22条又は第23条の規定のいずれかの適用を受けるものをいう。）の設定を伴う土地の貸付け又は借入れで、その敷地面積が１件5,000平方メートル以上のものについては、議会の議決に付すべき事件とする。

案　内　図

井口一丁目８番用地



議案第94号

三鷹市川上郷自然の村の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市川上郷自然の村の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、三鷹市川上郷自然の村の指定管理者を次のとおり指定する。

施　　設	指定管理者	指定の期間
三鷹市川上郷自然の村 長野県南佐久郡川上村大字原591番362	長野県南佐久郡川上村大字大深山542 一般財団法人 川上村振興公社	令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

提案理由

三鷹市川上郷自然の村の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地　方　自　治　法　抜　粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　（第１項及び第２項省略）

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

（第４項省略）

５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下省略）

議案第 95 号

三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者を次のとおり指定する。

施　　設	指定管理者	指定の期間
三鷹市福祉Laboどんぐり山 三鷹市大沢四丁目８番８号	三鷹市牟礼六丁目12番30号 社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団	令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

提案理由

三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地　方　自　治　法　抜　粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　（第１項及び第２項省略）

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

（第４項省略）

５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下省略）

議案第96号

三鷹市市民協働センターの指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

三鷹市市民協働センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、三鷹市市民協働センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施　　設	指定管理者	指定の期間
三鷹市市民協働センター 三鷹市下連雀四丁目17番23号	三鷹市下連雀四丁目17番23号 特定非営利活動法人 みたか市民協働ネットワーク	令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

提案理由

三鷹市市民協働センターの指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地　方　自　治　法　抜　粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　（第１項及び第２項省略）

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

（第４項省略）

５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下省略）

議案第97号

令和８年度三鷹市一般会計補正予算（第３号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

議案第98号

令和８年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝

議案第99号

令和８年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年11月30日

提出者　三鷹市長　河　村　　孝